

国際予備審査機関 S G	シンガポール知的所有権庁 ¹	附属書 E S G
予備審査手数料 (PCT規則58) ²	シンガポール・ドル (SGD)	830
追加の予備審査手数料 (PCT規則68.3) ³	SGD	830
取扱手数料 (PCT規則57.1) ⁴	SGD	297
国際予備審査報告に列記された文献の写しのための手数料 (PCT規則71.2)	1書類につき	SGD 30
国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料 (PCT規則94.2)	1書類につき	SGD 30
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100%払戻し	
異議申立手数料 (PCT規則68.3(e))	SGD	650
国際予備審査のために受理する言語	中国語、英語	
審査をしないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、シンガポールの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	

[次頁に続く]

- 1 シンガポール知的所有権庁は、国際調査を同官庁が行う（又は行った）場合に限り、国際予備審査機関として行動することができる。
- 2 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。
- 3 この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- 4 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）の対応する脚注参照）。

委任状の提出要件の放棄

国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？

している⁵

別個の委任状が要求される特別の状況

代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時、又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか明らかでない時

国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？

している⁵

包括委任状の写しが要求される特別の状況

代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時、又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか明らかでない時

5 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。